

学校歯科健診マニュアル

1. 定期健康診断

学校での定期健康診断は学校保健安全計画に基づいて毎年6月30日までに実施する（学校保健法施行規制第3条により）

健康診断の種類

定期健康診断

就学時健康診断

臨時健康診断

健康診断のすすめ方

1. 問診・視診・触診

顎・顔面口の状態を診査

2. 口の開閉状態、顎関節の状態を診査

3. 口腔内

歯列・咬合の状態・歯肉の状態

歯垢の付着状態・歯肉の状態
（歯式の欄）

その他の疾病・異常を診査

健康診断の準備

1. 検査室内の準備

●机 ●椅子の配置 ●照明のチェック

●プライバシーの保護 ●記録票

2. 学級担任・保健主事・養護教諭・記録者との打合せ

3. 検査器具

●あらかじめ滅菌した歯鏡・探針・ピンセット等を用意する

●児童生徒数にあわせて確認しておく

★必要に応じて事前に保健調査を行うのが望ましい。

2. 学校における健康診断の考え方

（1）子供の成長の状況を把握すること。

（2）潜在する疾病を早期に発見して適切な処置を講ずること。

（3）生涯の健康のための教育効果を高めることが目的であり、健康であるかどうかふり分けることを目標としたスクリーニングであり、医学的な立場からの確定診断を行うものではない。

異常なし⇒ 健康な状態を保持・増進する。

要観察 ⇒ 学校での指導と学校歯科医による定期的な観察が必要

例：「CO」、「GO」、「歯列・咬合・顎関節の1」と判定されたものなど

要精検 ⇒ 歯科医による精密検査、診断が必要

例：「C」、「G」、「歯列・咬合・顎関節の2」と判定されたものなど

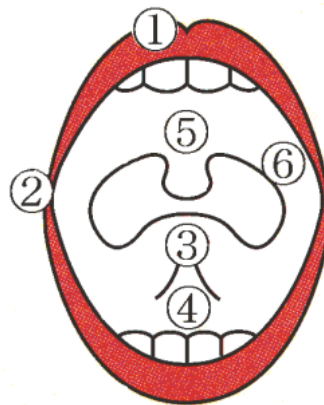
3. 健康診断の流れと要点

(1) 姿勢・顎顔面全体のバランスを観察・診査

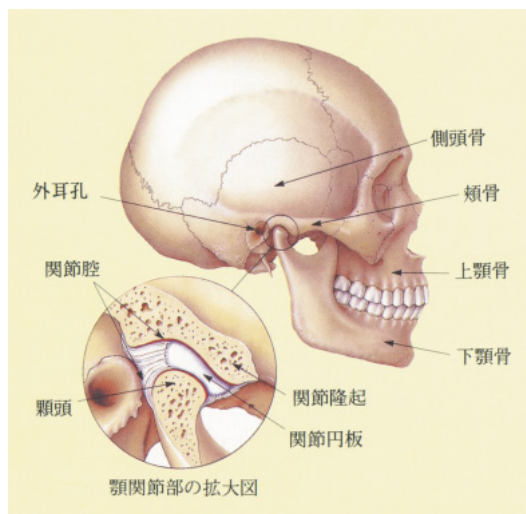


(2) 口周囲・口腔内を観察・診査

口唇① 口角② 舌③ 舌小帯④ 口蓋⑤
口腔粘膜⑥を診査



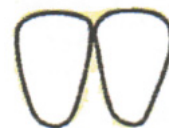
(3) 歯列・咬合・顎関節を診査



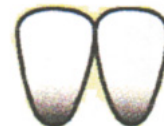
異常なし⇒0 要観察⇒1 要精検⇒2

(4) 歯垢の付着を診査

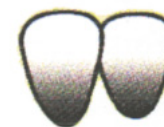
ほとんど無し ⇒0



歯牙の1/3以下⇒1

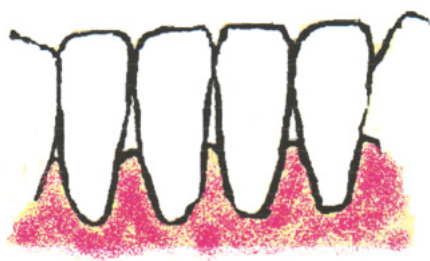


歯牙の2/3以上⇒2



(5) 歯肉の診査

発赤・腫脹・出血など

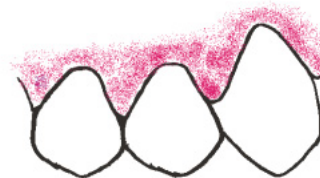


異常なし⇒0 要観察⇒1 (G0) 要精検⇒2 (G)

(6) 歯の検査

小 窩 裂 溝

平 滑 面



現在歯⇒/ (斜線)

要観察⇒CO (着色、白濁、白斑、粗造面)

要治療⇒C

4. 歯・口腔の健康診断の判定基準と児童生徒健康診断票の記入要領

児童生徒健康診断票(歯・口腔)

氏 名		性 別	男	女	生年月日	年	月	日																						
年 齢	年 度	歯 列・咬 合・顎 関 節	歯 垢 の 状 態	歯 肉 の 状 態	歯 式																歯の状態						その他疾病及び異常	学 校 医 生		事 後 措 置
					・現在歯 ・う 歯 ・喪失歯(永久歯) ・要注意乳歯 ・要観察歯 (例 A 6) 未処置歯 C 処置歯 O △ × CO																乳歯			永久歯				喪失歯数	所 見	
現在歯数	未処置歯数	処置歯数	現在歯数	未処置歯数	処置歯数	喪失歯数																								
0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	3	1	1	2	1	2	1					
歳	1	①	上下 右	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	上下 左	C	O	CO	3	1	1	2	1	2	1						
																												8	7	6
歳	2	②	上下 右	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	上下 左	C	O	CO													
																													8	7

児童生徒健康診断票(歯・口腔)(生徒学生健康診断票(歯・口腔))小中学校用は9年分の欄、高等学校用は5年分の欄がある

検査項目	記入方法	ポイント												
歯列・咬合・顎関節														
歯列・咬合 かみ合わせ異常の5つのタイプ ①叢 生：1/4歯 ②正中離開：6mm ③反対咬合：3歯 ④上顎前突：8mm ⑤開 咬：6mm	数字を○で囲む 歯列・咬合・顎関節で数値が違う場合は数字の高い方に○印を記入 <table border="1"> <tr> <th>歯列・咬合・顎関節</th><th>歯 垢 の 状 態</th><th>歯 肉 の 状 態</th></tr> <tr> <td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>1</td><td>1</td><td>①</td></tr> <tr> <td>②</td><td>②</td><td>2</td></tr> </table>	歯列・咬合・顎関節	歯 垢 の 状 態	歯 肉 の 状 態	0	0	0	1	1	①	②	②	2	0：異常なし 1：要観察 ●軽度の歯列異常、不正咬合 ■1～2歯の反対被蓋や切端咬合で経過観察が適当なもの ●矯正治療中 2：要精検 ●重度の歯列異常 ①叢生：隣接歯が互いの歯冠幅径の1/4以上の重なるもの ②正中離開：上顎中前歯間に6mm以上の間隙 (萌出が歯冠長の1/3以下は除く) ■上唇小帯の肥厚によるもの ●重度の不正咬合 ③反対咬合：3歯以上の反対咬合 ■1歯でも骨格性を疑う下顎前突 ④上顎前突：オーバージェット8mm以上 ⑤開咬：上下顎前歯切線間に垂直的に6mm以上 ■過蓋咬合、交叉咬合なども記載する。 ■歯数や程度に関係なく、現時点で精検が適当とおもわれるもの ■本人や保護者から、矯正治療の相談の申し出のあるもの等で 歯科医師の精密検査が必要なもの
歯列・咬合・顎関節	歯 垢 の 状 態	歯 肉 の 状 態												
0	0	0												
1	1	①												
②	②	2												

顎関節 顎関節の注意症状 ①顎関節雑音 ②顎の偏位 ③開閉口障害 ④開閉口痛	数字を○で囲む 0：異常なし 1：要観察 ●顎関節に何らかの異常が認められる者で定期的観察が必要な者 開閉口時の顎の偏位 開閉時に痛みはないが軽度の顎関節部の異常を訴える。 2：要精検 ●顎関節雑音、顎の偏位、開口制限を伴う開・閉口障害のある者 で、本人が開・閉口時に痛みを訴える者
---	--

1：要観察

習癖と歯列・咬合との関係

 指しゃぶりによる開咬	 頬ずえによる下顎側方歯の舌側への傾斜	 咬唇癖
 舌癖		

観察が望ましい歯列・咬合（要観察「1」の対象）

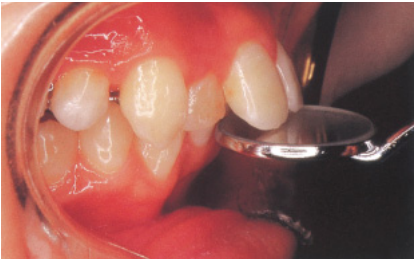
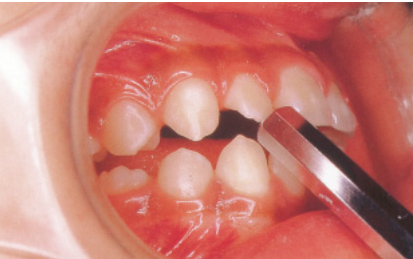
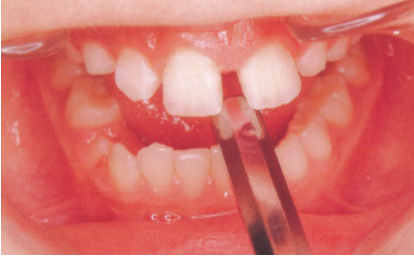
 前歯部が反対咬合であるが、永久歯交換まで経過観察	 下顎右側側切歯が舌側移転しているが経過観察	 正中離開と側切歯の萌出余地不足が心配されるが経過観察
 犬歯の萌出余地不足が心配されるが経過観察		

2：要精検

特に注意を要する歯列・咬合（要精検「2」の対象）

 前歯部、臼歯部ともに反対咬合	 上顎前歯部の突出が著しい	 開 咬
 著しい叢生ならびに下顎中切歯の咬合性外傷	 著しい正中離開	 過蓋咬合 下顎前歯歯冠の大部分が覆われている

歯列・咬合の診査法

 反対咬合 4前歯の被蓋状態で判断	 上顎前突 デンタルミラーの径で判断	 開咬 デンタルミラーのホルダーで判断
 叢 生	 正中離開 デンタルミラーのホルダーで判断	 過蓋咬合 上顎前歯で下顎前歯歯冠の大部分が覆われる

児童生徒健康診断票(歯・口腔)

氏 名				性 別		男		女		生年月日		年		月		日														
年 齢	年 度	歯 列・咬合・顎関節	歯 垢 の 状 態	歯 肉 の 状 態	歯 式																歯の状態						その他疾病及び異常	学 校 医 生		事 後 措 置
					・現在歯 ・う 歯 ・喪失歯(永久歯) ・要注意乳歯 ・要観察歯 (例 A 6) 未処置歯 C 処置歯 O △ × CO																乳歯		永久歯					喪失歯数	見	
0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	乳歯	永久歯	喪失歯	見	月	日	事	後	措	置		
1	1	①	上	下	右	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	上	下	左	3	1	1	21	1	2	1					
2	2	②	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8												

児童生徒健康診断票(歯・口腔)(生徒学生健康診断票(歯・口腔))小中学校用は9年分の欄、高等学校用は5年分の欄がある

検査項目	記入方法	ポイント
歯垢の状態の欄		
上下顎の前歯唇面で診査 歯面1/3の基準 低位6番、7番の咬合面	数字を○で囲む	0：良好 ●ほとんど沈着を認めず 1：若干の付着 ●歯面の1/3以下の沈着 ●ブラッシング指導を要する者 2：相当の付着 ●歯面の1/3を超えての沈着 ●ブラッシング指導を行わなければならない者 ●場合により生活指導や健康相談の必要な者 ■萌出途上の低位6番、7番咬合面に多量の歯垢付着のある者
歯肉の状態の欄		
前歯(唇側と舌側)を主に視診で診査 GO G	数字を○で囲む	0：異常なし 歯肉に炎症のない者 1：要観察(GOジーオー) ●歯肉に軽度の炎症症候のある者で定期的観察が必要な者 2：要精検(G) ●歯科医師による診断が必要な歯周疾患の認められる者 ●明らかな歯周炎の者やその疑いのある者 ●相当広範囲にわたって歯間乳頭と歯肉縁に顕著な炎症のある者 ●歯石沈着があって歯肉に炎症のある者 ●歯肉肥大症(歯肉増殖症)が疑われる者

(GO)とは、歯肉に軽度の炎症症候が認められているが、歯石沈着は認められず、注意深いブラッシングを行うことによって炎症症候が消退するような歯肉の保有者をいう。

0：異常なし健康な歯肉

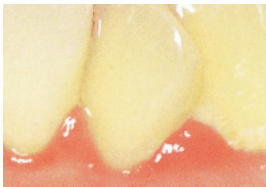


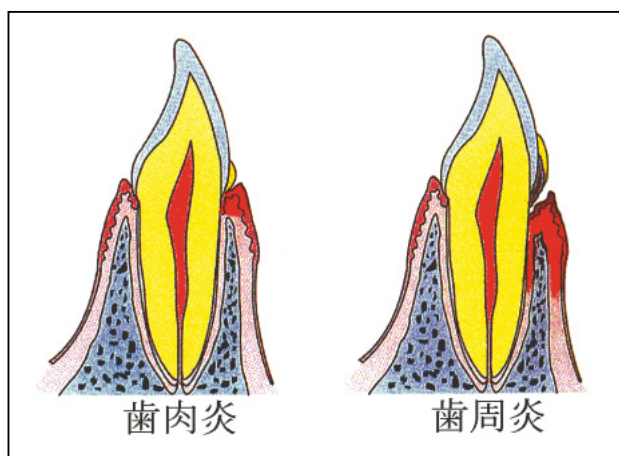
1：要観察（GOジーオー）



2：要精検（G）歯肉炎



観察・発見のポイント		
色	ポイント①	
形	ポイント②	
弾力	ポイント③	
出血	ポイント④	



児童生徒健康診断票(歯・口腔)

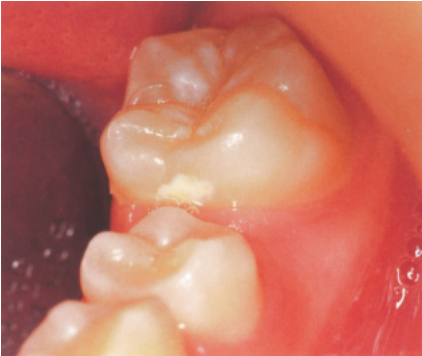
氏 名				性 別		男		女		生年月日		年		月		日														
年	年	歯列・咬合・顎関節	歯垢の状態	歯肉の状態	歯 式																歯の状態						その他疾病及び異常	学 校 医 生		事後措置
					・現在歯 ・う 歯 ・喪失歯(永久歯) ・要注意乳歯 ・要観察歯 (例 A B) 未処置歯 C 処置歯 O △ × CO																乳歯			永久歯				現在歯数	未処置歯数	
年齢	度	①	②	③	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	現在歯数	未処置歯数	処置歯数	現在歯数	未処置歯数	処置歯数	喪失歯数			見
歳	0	0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	3	1	1	21	1	2	1			
歳	1	1	①	②	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8										
歳	2	2	2	2	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8										

児童生徒健康診断票(歯・口腔)(生徒学生健康診断票(歯・口腔))小中学校用は9年分の欄、高等学校用は5年分の欄がある

検査項目	記入方法	ポイント
歯式の欄		
右上顎臼歯から →左上顎臼歯 →左下顎臼歯 →右下顎臼歯 の(コの字型健診)	/ \ 又は一 C O △ ×	現在歯 ●乳歯・永久歯とも、歯冠の全部又は一部見えるもの ●健全歯、未処置歯、処置歯の3つに分類 ●過剰歯は含めず ●癒合歯、癒着歯は1歯で、上位歯の歯名を充てる 健全歯 ●う蝕及びう蝕が原因の歯科的処置の認められないもの ●破折歯は歯髄に及んでいなければ健全歯 ●外傷歯、発育不全歯、形態異常歯も、定義に合えば健全歯 う歯(未処置歯) ●2次う蝕は未処置歯 ●治療途中の歯は未処置歯 う歯(処置歯) ●架工義歯(ブリッジ)の支台歯を含む 喪失歯 ●永久歯でう歯により喪失したもの(う歯により喪失したブリッジのボンティックを含む) ●外傷、歯周疾患、矯正の便宜抜歯、先天性欠如歯、未萌出歯、埋伏歯によるものは無印 要注意乳歯(要抜去歯とは限らず)
★記入項目 現在歯 健全歯 う歯(未処置歯) う歯(処置歯) 喪失歯 要注意乳歯 要観察歯(CO)		先欠による架工義歯 齶蝕による架工義歯 先欠による義歯等を 区別

	CO (シーオー)	●保存の適否を慎重に考慮する必要がある歯 要観察歯 ●小窩裂溝の褐色、粘性 ●平滑面の白濁、白斑、褐色斑 ●隣接面の歯質の変色によるう蝕を疑うが、う窩が確認できないもの
注) シーラント：シーラントは、予防処置がされている健全歯として扱い、歯式欄に◎と記入する) サホライド：フッ化シアンミン銀塗布歯は、未処置歯として扱い、歯式欄に④と記入する (治療勧告はしない)		

1：要観察歯（CO シーオー）

 明瞭な白濁がある	 隣接面に脱灰を認めるも実質欠損がない
 小窩裂溝の着色がある	

歯の状態の欄

該当事項の上下
左右の歯数を集
計した数を該当
欄に記入

病名及び異常
名を記入

歯の状態						
乳歯			永久歯			
現 在 歯 数	未 処 置 歯 数	処 置 歯 数	現 在 歯 数	未 処 置 歯 数	処 置 歯 数	喪 失 歯 数
3	1	1	21	1	2	1

その他の疾患および異常の欄

- 歯の硬組織の異常：フッ素症歯、癒合歯、癒着歯、歯牙破折、エナメル質形成不全、円錐歯
- 歯数異常：先天性欠如歯、過剰歯
- 歯の位置異常：転位歯、低位歯、埋伏歯
- 唇・口蓋の異常：口唇裂、口蓋裂、口唇炎、口角炎
- 軟組織の異常：ヘルペス、エプーリス、アフター、潰瘍、小帯異常、舌苔、舌炎
- 不良習癖（悪習慣）吸指癖、咬唇癖、咬舌癖など

学校歯科医の欄

規則第7条の規定

学 校 歯 科 医		事 後 措 置
所 見	月 日	
列(1)、咬(2) 顎(2) GO CO 20		

列(1又は2)
咬(1又は2)
顎(1又は2)
G・GOの記入
COの記入
補綴を要する旨
押印
押印した月日

注／歯列が(1)、咬合が(2)
のように数値が違う場合、
この欄では分けて記入する

事後措置の欄

規則第7条の規定

事後措置を具体
的に記入

要指導
要治療
要精検
など

学 校 歯 科 医		事 後 措 置
所 見	月 日	

5. 事後措置

事後措置は学校保健法第7条及び同施行規則第7条によって以下の如く規定されている。

(1) 学校保健法第7条

学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防措置を行い、又は治療を指示しならびに運動及び作業を軽減する適切な措置をとらなければならない。

(2) 同施行規則第7条

学校においては、法第6条第1項の健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を児童、生徒又は幼児にあっては、当該児童、生徒又は幼児及びその保護者（学校教育法第22条第1項に規定する保護者をいう）に、学生にあっては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第7条の措置をとらなければならない。

疾病の予防措置を行うこと

必要な医療を受けるよう指示すること

必要な検査、予防接種等をうけるよう指示すること

療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること

特殊学級への編入について指導と助言をおこなうこと

学習又は運動・作業の軽減・停止・変更等を行うこと

修学旅行・対外運動競技等への参加を制限すること

机又は腰掛けの調整・座席の変更及び学級の編制の適正を図ること

その他発育・健康状態の等に応じて適当な保健指導を行うこと

学校歯科医として 具体的に次のこと をおこなう	歯・口腔の清掃・学習の改善指導 歯科保健に関する健康相談 個別指導 歯科疾患の治療指示 歯科疾患・異常の精密検査受診の指示 歯科疾患の予防処置
-------------------------------	--

家庭への健康診断結果の通知

- ① 健康状態について十分な理解が得られるように配慮
- ② 日常生活における留意点を記載
- ③ 医療を受ける必要性についての的確でわかりやすい指示

6. 歯・口腔の健康診断後の保健指導

